

令和4年度第2回 府中市入札等監視委員会（要旨）

[日 時] 令和4年10月26日（水） 午後3時～5時30分

[場 所] 府中市役所北庁舎3階第4会議室

[出席者] 委 員

上條 弘次、金子 憲、北谷 繭子

事務局

沼尻総務管理部長、渡邊契約課長、加藤契約課長補佐、菅野工事契約係長、松川事務職員

[会議経過]

1 議題

（1）令和4年4月1日～令和4年9月30日に契約締結した案件の審査について

事務局より、資料1に基づき、令和4年度上半期における契約締結の状況について説明を行った。

（委 員）

先程、委託の説明をされた時、給食センターの委託料が約22億円になったとのことだが、概要を教えてほしい。

（事務局）

給食センターについては、府中市と調布市の間にある基地跡地を活用し、5年前に建設されたものである。ここで当初の契約期間である5年が経過したので、プロポーザル方式を用いた業者選定を行い、2学期から新たに契約が始まったものである。委託業務の内容としては、市内の小中学校33校分の給食を調理している。

引き続き、各委員が事前に抽出した案件（資料4）について、1件ずつ審議を行った。委員から抽出した案件に関する質問を受け、それに事務局が回答した。

・府中市立府中第八小学校体育館等解体工事

（委 員）

解体工事については、重機等を所有している業者の方が安価にできる、という点は以前から聞いていたが、本案件は、全業者が低い落札率となっている。

解体業者は、ある程度限られてくると思うが、同じような業者での競争になりがちだと感じたため、取り上げさせてもらった。

(委員)

解体工事特有の傾向など、何か分かることがあれば教えていただきたい。

(事務局)

第八小学校体育館等解体工事については、比較的金額規模が大きい案件であるため、対象業者を「都内に本店を有する者」までに広げている。

その他の解体工事案件については、5,000万円未満といった小規模なものなので、「市内・多摩地域に本店を有する者」に絞っている。そういった点から八小の案件については、競争性が働いたこともあり、落札率が低くなったと捉えている。

(委員)

仕事柄、解体工事の業者に見積を頼むことがあるが、以前は割と安くできたが、最近は単価が上がっているという話を聞く。市として、金額が上がったという感覚はあるか。

(事務局)

建築工事については、全般的に金額が上がっており、スライド条項の対象になっている。

一方、解体工事に関して、金額の上昇はあまり感じていない。

(委員)

産業廃棄物の規制が厳しくなったため、そこにかかる経費も上がって、10年程前から上がっているというのが、私の経験上あった。特に市ではその影響は感じていないということか。

(事務局)

影響は特段感じていない。

- ・府中市児童発達支援センター（仮称）新築に伴う空気調和設備工事
- ・府中市ふれあい会館空気調和設備改修工事

※上記2件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

この2案件は同日に入札を行っているが、特定の業者の技術評価点が12点から11点に変わっており、疑問に感じたため抽出した。

また、申出書の資料も拝見させてもらったが、「入札参加事業者の所在地」の配点に関する部分について、補足の説明をいただければと思う。

(事務局)

配置予定技術者の保有資格について、児童発達支援センターの案件は、2級技術者を配置する申し出となっていたため1点としている。

一方で、ふれあい会館の案件は、1級技術者を配置する申し出となっていたため2点としており、その差の1点となっている。

(委員)

同じ業者であっても、工事案件によって人の配置が異なっていたり、仕様が変わると、当然点数も変わってくるという理解で良いか。

(事務局)

お見込みのとおり、同じ工種であったとしても、配置予定技術者は、申し出によって変わってくる。

また「入札参加事業者の所在地」については、下請予定事業者を市内にするのか市外にするのかによって点数が変わる仕組みとなっているため、同じ業者であっても案件ごとに点数が変わることも考えられる。

(委員)

業者側が工事の内容を鑑み、技術者の配置状況や下請業者の考え方など、自社での判断を書いて提出してもらい、その上で評価する、という仕組みでよろしいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

配置予定技術者の項目については、あくまで予定者であると思うが、実際の工事を進めていく中で、配置する技術者も変わってくるのが結構あるのではないかと思う。申請と異なる場合、なにかペナルティがあるのか。

(事務局)

申請どおりに予定技術者及び下請予定事業者が配置されていたかどうか、調査・確認をしている。

調査した結果、配置技術者が下位の技術者となっていた場合は、指名停止の対象となる。また、下請予定事業者の割合が申請した点数に満たない場合は、1年間、技術評価点から4点を差し引くという対応をしている。

(委員)

申請どおりに行わないと、調査によりペナルティがあるということで認識した。

(委員)

立ち入り検査を行う際、確認する日時は決まっているのか。それとも抜き打ちなのか。

(事務局)

起工課に技術者の配置状況を確認するとともに、下請業者については、契約書の写しの提出を求めるなど、書類上による確認をしている。

(委員)

実際に現場を見ないと分からないのではないか。

(事務局)

その点については、工事担当課の方でしっかりチェックを行っている。

(委員)

市職員が現場に行って、本当に1級の技術者がいるかどうか、目視による確認をしているということは確実なのか。

(事務局)

確実にやっている。

(委員)

それは抜き打ちなのか。

(事務局)

確認方法の詳細については把握していないが、起工課の担当者が日々現場に入っているので、そこで申請と異なる技術者が配置されているようであれば、何かしら対応があるかと思う。

(委員)

日々と言っても毎日現場に行くとは限らないと思うが。

(事務局)

起工課がどのような頻度で入っているのかまでは把握していない。

(委員)

申請時は1級と書いて点数を高くし、実際は異なる技術者がいるということも考えられると思う。抜き打ちで現場に行かないと、意味がないのではないかと思う。

(事務局)

いただいたご指摘については、起工課にも伝えていきたいと思う。

(委員)

今の話だと、入札時はこのような申し出を行い、契約後に、入札の結果と違う内容になっていないか、契約課の方でチェックされるということか。工事期間中は起工課がチェックをする、そういう理解でよろしいか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

起工課のチェック体制というのはどの程度行われているのか。他の委員のご質問のように、毎日行っているのか、こういったチェック体制なのか。契約課はどこまで把握しているのか。

(事務局)

チェック体制といった部分までは、把握していない。

(委員)

契約課で行うチェック体制と、現場で行うチェック体制について、もし分かるようであれば、次回ご報告していただきたいと思う。

(委員)

横浜市でマンションが傾く問題が発覚した時、チェック体制が整っていないことにより、大きな社会問題になった。

書類上では耐震性に問題なしとなっていたとしても、実際はコストを浮かせるために杭の本数を偽装していたということがあったので、チェック体制はすごく重要であると思う。実際にはどのような対応をされているのか調査していただき、次回、教えていただきたい。

(委員)

この件については、よろしくお願ひしたい。

・府中市立白糸台体育館空気調和設備設置工事

・府中市立本宿体育館空気調和設備設置工事

※上記2件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

白糸台体育館については、ある業者が落札し、別のある業者が辞退となっている。一方で、本宿体育館については、先程と逆の結果になっているということが気になった。

また、2案件の顔ぶれが1者しか替わっていないので、どのくらいの公募の中から、このような顔ぶれになったのかが分からなかったので取り上げたが、先程の説明では、本案件の資格のある業者は17者ということだがそれで良いか。

(事務局)

お見込みのとおり、17者が対象となっている。

(委員)

空調工事という業種は、同じような顔ぶれになりやすいのか。この案件に限らず、今までの状況で教えていただければと思う。

(事務局)

設備工事については、あまり顔ぶれは変わらないという状況である。

(委員)

今回は、1者だけが入れ替わっていたが、他の案件でも1、2者程度が入れ替わっているといった認識で良いか。

また、辞退と落札が入れ替わった結果も偶然とは思いますが、この点で何か分かっ

ていることはあるか。

(事務局)

憶測にはなるが、白糸台体育館を落札した業者の所在地が、工事現場となった白糸台に近い東部に位置しているということ、また、本宿体育館を落札した業者の所在地が西部に位置しているという点があるが、その他の情報は把握していない。

(委員)

工事現場に近い所在地の業者が落札したということか。

(事務局)

そのように感じている。

(委員)

この2案件における辞退理由について、事務局として何か把握しているか。

(事務局)

電子調達サービス上で辞退理由を記載できるようになっているが、この2案件の理由の記載はなかった。

(委員)

これだけでは判断できないし、かといって何か疑いがあるわけではないので、今回については特に問題ないということで良いかと思う。

しかしながら、特定の業者が集まりやすい案件については、継続的に注視していきたいと思う。

#### ・府中市児童発達支援センター（仮称）新築工事

(委員)

予定価格が高額な案件であること、また、JVによる特殊な工事という視点から抽出した。

構成員の定義は、A、B、Cグループでそれぞれ1者ずつ入った3者以上ということなのか。4者で組むことも可能なのか。基本的なことだが、JVを組む条件について教えていただきたい。

(事務局)

A、B、Cグループの条件については、入札公告のとおり、特定建設業許可の有無や地域要件、経営事項審査の点数など様々あるが、基本的には、A、B、Cそれぞれ1者ずつ組むこととなる。

(委員)

JVの案件の時は、必ず3者によるJVとしているのか。2者によるJVもあるのか。

(事務局)

予定価格の金額によって、JVを組む条件を変えることもあるので、2者で行う場合や、過去には特別な事情により4者で行った事例もある。

(委員)

組み合わせについては、業者同士で声を掛け合っているものなのか。市側で組み合わせることはないかと思うが。

(事務局)

入札公告にも記載のとおり、自主結成された建設共同企業体としているので、市側で対応するという事はない。

(委員)

JVの案件は、年間でどのくらいあるものなのか。

(事務局)

年間に数件行っている。直近では学校改築に関わる案件でJVによる入札を行っている。

・小学校トイレ改修工事（住吉小）

・小学校トイレ改修工事（本宿小）

・中学校トイレ改修工事（八中）

※上記3件は関連性があるため、まとめて審議することとした。

(委員)

申出書にある「入札参加事業者等の所在地」について、下請業者が市外だった場合、点数が低くなると書いてあるが、書類上、自社及び市内の割合を適当に高くしておけば点数が高くなるかと思う。その場合、本当に市内か市外かをチェックする体制がどのようになっているのかが気になった。

ある特定の業者は、同じトイレ工事という案件で、普通に考えると同じような点数になるのではないかと思うが、何故このような違いがあったのか、分かれば教えていただきたい。

(事務局)

業者の点数差については、本宿小の案件の「入札参加業者等の所在地」の点数が低かったことによるものである。

チェック体制については、先程の案件と同様、施工後に確認しており、元請業者と下請業者の間で取り交わした契約書の写しを提出していただき、確認している。

(委員)

下請の割合というのは、どういった内容の割合としているのか。

(事務局)

全体の契約金額に対して、市内業者、市外業者が、どの程度作業に入るのかを

事前に割り振っていただいて、市内業者の割合が多ければ、その分の点数が上がる仕組みとなっている。

(委員)

金額ベースということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

合計は40点満点ということか。

(事務局)

技術評価点については20点満点となる。また、価格評価点については、調査基準価格の割合によって点数が変わってくる。

(委員)

価格評価点の満点は20点ではないのか。

(事務局)

20点満点にはなっていない。例えば、調査基準価格が92%で応札率が92%だった場合8点となり、75%だった場合は25点になる。

(委員)

価格評価点と技術評価点の関係性で、何点の時に逆転が可能になるといったシミュレーションはあるのか。例えば、技術評価点でどれくらい差がでると挽回できる、といったシミュレーションはあるのか。

(事務局)

技術評価点の傾向としては、9～10点が多いと思われる。予定価格に近い金額で応札した業者などは、技術評価点の点数差で落札できる可能性はあるかと思う。

(委員)

例えば住吉小の案件で応札した特定の業者は、4.8点という技術評価点で、かなり低い点数ともいえると思うが。

(事務局)

その業者は下請予定業者に市外業者を入れることが多く、その関係もあって点数は低くなっているかと思う。

(委員)

本当に落札したい時は、市内業者を多く入れておけば、自然と技術評価点が高くなるということが全業者分かっていると思うので、市内業者を多く入れてくることによる本気度というものが分かるのではないか。

(事務局)

「所在地」の配点が4点満点となるので、業者の受注意欲については見えてくることも考えられる。



(委員)

技術評価点の項目の1つに、客観的な技術力の評価を出している部分がある。それ以外は社会性といった書類上で判断できるものかと思う。そうすると、この「地域への貢献」にある「所在地」の部分が点数を大きく左右している、ということになるのか。

(事務局)

お見込みのとおり、点数の差は出てきやすい部分かと思われる。

(委員)

他の部分については、あまり変わらない部分となるのか。

(事務局)

そのような状況にあるかと思われる。

(委員)

悪い考えを持つ業者であれば、適当に1級技術者にマルを付け、点数を高くしておいて、実際は異なる技術者を配置している、といったことも起こりうるのではないかと思い、最初にチェック体制のことを言わせていただいた。下請業者が出す書類といっても、元請業者とツーカーの中であれば、悪用することもできそうな感じがしたので、質問させていただいた。

(委員)

実態のチェック体制という話だと思うので、これがどういったものかは、次回、ご報告いただければと思う。

(事務局)

参考までにお伝えするが、昨年度は7件、総合評価方式による入札を行ったが、今年度に入り、昨年度の情報を調べたところ、やはり1者が申出書と違った案件があり、対象となった業者には、次回の案件から4点引くという話をさせていただいた。

チェック体制について、契約課においては、現状、書類の確認しかできないため、今後、起工課と情報共有を密にしていきたいと考えている。

(委員)

お話のあった4点を引くというのは、案件のどの部分を減点するのか。

(事務局)

技術評価点の合計点から4点を引くものである。

(委員)

減点となる業者は、何を間違えたのか。

(事務局)

下請予定事業者について、市内業者の割合を多くしてしまったとのことであった。

(委員)

それはどのタイミングでチェックされたのか。

(事務局)

施工後、起工課から得た契約書の情報から計算した結果、満たしていないことが分かったものである。

(委員)

書類上であるということは、実態上も往々に考えられるということになるが。

(事務局)

配置予定技術者については、ある程度確認できるのではないかと思うが、下請予定事業者については、契約書の金額でしか判断できない状況である。

(委員)

施行後の書類上の点数確認については、事務局の方で間違いなくチェックしているということか。

(事務局)

間違いなく行っている。

(委員)

先程の減点となった業者について、実際はどのくらい点数が変わったのか。

(事務局)

手元に資料がないため、詳細にお答えすることができないが、僅かな差であったと記憶している。

(委員)

金額ベースで積算した時に、市内の下請業者としての金額が満たしてなかった申出書と実際に業者間で契約した金額にズレがあったということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

4点引くということは、決定したことなのか。また、減点するという考えについては、すでに公になっていることなのか。

(事務局)

以前からガイドラインに示しており、それに基づき対応している。減点の考え方については、事業者を対象とした説明会の時にお伝えしている。

(委員)

チェック体制の状況については、次回以降お願いしたいと思う。

・小学校トイレ改修工事（新町小）

・小学校トイレ改修工事（小柳小）

※上記2件は抽出条件が同様であったため、途中から合わせて審議することと

した。

(委員)

予定価格が公表されている中で、1者しか応札がなかったこと自体が、入札制度と果たしていえるのか疑問に思った。16者対象がいる中で、1者しか応札がないのは、制度として問題があるのではないかと感じている。最低、2者以上の応札がないと、競争意識がなく、逆に言えば、16者が共謀して、順番に落札できる状況が生まれてしまうのではないかと思う。

他の委員も言っていたが、価格評価点と技術評価点が逆転することについて、価格を低く入れてくれば、すぐ上回ってしまうのでは、と全体を見ていて感じたところである。価格評価点をかなり低くすれば、技術評価点を上回る仕組みになっているため、入れ替わるボーダーラインが分かっていると良いのでは、と感じた。技術評価点の最低点はこれぐらいないとダメですよ、といった詳細な基準が必要なのでは、と感じた。

(委員)

1者だけが応札というのは不自然な感じがして、非常に気になった。

(委員)

事務局から補足の説明はあるか。

(事務局)

学校のトイレ改修工事は、夏休みをメインに行う工事で、今年度は8案件を同時に発注することとなった。事業者側も他の案件に応札を行っているが、本案件については、偶然にも1者になったものである。この案件について、2者から辞退理由の記載があり、いずれも予定していた技術者を他の案件に配置したためとのことであった。

(委員)

この後に出てくる小柳小の案件も同じ理由になりそうである。

確か前回の委員会でも、学校の案件は夏休みの関係もあって、発注時期の分散化は難しいと聞いている。

やはり辞退が多いのが、理解できないところでもある。しかも1者だけが残ってしまう状況は。ただし、工事内容からは特別な違いはないということか。

(委員)

狙い撃ちで、この案件だけ低い額で応札して、他の案件では高い額で応札している、といったことであればまだ分かるのだが、予定価格とほぼ同額の金額を入れて、他の業者は辞退している、といった状況に違和感がある。

(委員)

本案件の対象業者数はいくつか。

(事務局)

16者である。

(委員)

学校の所在地と事業者の所在地の関係性もなにかあるのか。

(事務局)

2案件とも、特段所在地が近いということはないと思う。

なお、小柳小を落札した業者については、これまで本市での受注実績はなく、初めて落札したものである。

(委員)

入札参加できる要件の中に、営業開始年数とかは考慮しているのか。

(事務局)

営業開始年数についての要件はないが、入札参加資格を有してから1年や3年といった区切りについては設けている。

(委員)

新町小の方は4者のうち3者辞退しているが、手を挙げた業者は、どの業者が辞退している、といった情報は分かるものなのか。

(事務局)

他者の入札状況は分からないようになっている。

(委員)

入札期限が決められているので、その間であればいつでも応札できるということだったと思う。そうすると、業者同士で辞退したかどうかの情報は、確認しようとするればできるということか。

(事務局)

可能かと思う。なお、入札できる期間は、入札公告の指名通知日から入札期限までとなっている。

(委員)

学校のトイレは辞退が多い印象を受ける。トイレ工事で、全員辞退して不調終了となった案件はあったのか。

(事務局)

今年度不調となった案件はなかった。

(委員)

辞退が1者、2者であればまだ良いが、まとまって辞退となると、不調の心配が出てきてしまう。今回は不調となったものがなかったのが良かったが。

これだけの資料だと判断が難しい。この件については、引き続き状況を注視していくことにしたい。

(委員)

小柳小の案件を落札した業者が初めて応札してきたということ、また、予定価格と6万円の差でしかなかったということで、事前に業者間で調整して情報共有できてしまうことも考えられ、皆さんのご指摘のとおり、おかしいな、と思わ

れてしまうのではないか。

初めて応札してきた業者なのに99.95%という状況を見ると、新参者だから仕事を回してあげるよ、といった調整がありそうな感じを受けてしまう。そうでなければ、いきなり落札なんかできないのではないかと思う。

(委員)

やはり技術評価点が5点というのは低いと思う。そうなると、下請に市内業者を採用しなくても、「社会性」の項目だけで5点が賄ってしまうのは、入札としてどうなのかと思う。

(事務局)

夏休みに大量の案件を出さなくてはいけない、というのは府中市の事情があったと思う。

今回の件を受け、入札に出すタイミングの工夫は必要であると思っている。ただし、学校側も学校運営に影響が出ないようにやってほしい、といった意見もある。

(委員)

今後は出し方を工夫するとともに、応札状況等を注視し、問題点を探る必要があるかと思う。

(委員)

落札後、他の工事と重なってしまったという理由で「辞退したい」ということはできるのか。

(事務局)

落札後の辞退については、指名停止の対象となり、期間は1か月以上である。

(委員)

競争性を明確化させていくのであれば、時期をずらすということは必要になってくるのではないかと思う。

同種工事の入札を同時期に行い、かつ、辞退が多い状況となると、第三者の目から見れば、どうなのかと感ずるので、この点は指摘させていただく。

(委員)

落札後の辞退により、指名停止になるということは、より一層、事前に業者間で話を合わせておくような感じがする。

辞退した案件については、2番手の応札業者に回ってくるのか。

(事務局)

1番手の落札金額で、2番手が契約できるのであれば、対応可能かと思うが、2番手の金額で契約することは難しく、不調終了になるかと思う。

(委員)

業者が辞退したい、と言ってきた事例はあるのか。

(事務局)

業務委託において、そのような事例がある。

(委員)

その後の対応はどうなるのか。

(事務局)

入札不調となり、改めて入札を行うこととなる。

(委員)

こういった案件を注視していくことが一つの対策か。調査などはできないか。

(事務局)

他自治体で聞いた話ではあるが、工事中に少しでも音が出ると、工事をやめてほしい、といった要望があるとのことである。そういったことから、業者にとっても利益と照らし合わせて、学校案件を選定しているのでは、とも推測される。

(委員)

分からない中で、この話を進めていくのも限界があるが、一方で、先程指摘があったとおり、公募の仕方を工夫するなど、公正であることを分かりやすくしていただければ良いかと思う。

(委員)

トイレ工事というのは、どのくらいの期間で行うのか。

(事務局)

業者からは、夏休み期間中と土日しか作業ができず、生徒がいる日中はできないと聞いている。なお、工事の日数については、把握していない。

(事務局)

作業としてかなりのボリュームになるので、夏休みの40日間で終わるものではない。トイレの中でも教室に近いところを夏休み中に行うといった優先順位を付けてやっている。

(委員)

40日間でトイレ工事は終わらないということか。

(事務局)

トイレブースの取替だけではなく、配管工事などもあるので、かなりの作業量である。

(委員)

家の前の道路の配管工事も3日程度あれば終わっているのでは、それほどかかるものなのか、といった印象である。

(事務局)

学校のトイレについては、配管の工事をやっていなかったため、臭いの問題がつきまどっていた。学校改築のタイミングを待っているようでは、この問題も解決に至らないため、この工事内で配管も行うといった計画になっている。そのため日数はかなりかかってくるものと思われる。

(事務局)

工事内容については、建築工事として床のシート張り、タイル壁の撤去・改修、天井の改修、ブースの改修などである。給排水関係だと、衛生器具、排水設備、電灯設備など様々な作業がある。

学校によって異なるが、概ね2月末までが工期末となっている。作業時間についても、授業中に音が出る作業は不可としていることや断水作業は土日で行うなど、細かな指定がある。

(委員)

夏休み期間中となる7月20日から8月31日までの工期としているわけではなく、できるだけその間で作業をやってもらえれば、ということか。

工事の内容については理解した。入札状況の話に戻るが、気になるのは、1者だけになってしまっているということである。どちらかといえばそちらの方が問題だと感じている。

(委員)

家のトイレのリフォームなどは1日あれば終わるようなイメージだったので、そんなにかかるものなのかと感じている。

(事務局)

学校のトイレはかなり老朽化が進んでいる状況で、委員のイメージと多少異なっているかもしれない。

(委員)

本庁舎1階のトイレも古いですが、臭いはそれほど酷くないと思い、リフォームするだけですぐ終わるのでは、と感じた。

(事務局)

日々のメンテナンスによって環境も変わってくるのではないかと考えている。学校に関しては、そこまで細かくやってこなかったのではないかと推測している。

(委員)

そうすると、市役所のトイレは高圧洗浄を行っていて、学校はやっていない、ということか。

(事務局)

市役所の方は行っている。学校については、最近実施しているようだが、昔はやっていなかったと思うので、臭いが残っている状況である。

(委員)

具体的な工期や作業内容が分かる資料があれば、見せていただいたほうが良いかと思う。後日で良いので、情報提供いただきたい。

(委員)

あくまで、入札の分散化ができないか、という視点で聞いているものである。

40日かかるところが2週間で終われば、時期も分散できるのではないかという意味で聞かせていただいた。

(委員)

工事の規模も含めて、一度資料としてお示しいただければと思う。個別案件としては、審議した結果、問題ないものと捉えたい。

#### ・府中駅南口市営駐車場塗装改修工事

(委員)

手を挙げたのが1者だけだったので、抽出した。先程も同じような案件があったが、指名業者数が1者というのは、随意契約ぐらいしかないと思ったので、このような入札状況は良いのかどうかと思った。

(事務局)

参加する業者は、何者手を挙げているのか分からない状況であり、競争性は保たれているものと考えている。

本案件は、工期のスケジュールがタイトで、駐車場運営を止めることなく工事を行う必要があったため、手が挙がりにくい状況であったものと思われる。

(委員)

指名業者数が1者ということは、それだけ工事内容が難しいとか、金額の折り合いがつかない、といったことがあるのか。

(事務局)

本案件も含め、少額な案件については、手が挙がりにくい状況はあるかと思う。また、年度末など、工事が重なる時期は、1者のみといった状況は出てくる場合がある。

(委員)

確かに1者だけというのは競争性に欠けると思うので、なにか工夫できる部分があれば検討していただければと思う。

#### ・府中市児童発達支援センター（仮称）新築に伴う電気設備工事

(委員)

公募対象を100者以上としており、手を挙げた業者も必然と多いとは思いますが、そのような条件であったとしても、とても人気のある案件だったようにも感じた。一方で、辞退も5者が多い印象を受けるが、なにか事務局として把握していることがあれば教えていただきたい。

(事務局)

設備工事については、手を挙げる業者が多い状況にある。また、地域条件を幅



広くしたことも要因の1つと考えられる。

辞退が多いことについては、2者から辞退理由の記載があり、「作業員の確保ができない」「技術者の配置が困難である」との理由であった。

(委員)

競争性を高めることを思えば、参加者が多いに越したことはないと思う。できるだけそういった工夫を今回に限らず行っていただければと思う。

(2) 新庁舎建設及び校舎建替えに伴う初度備品購入案件について

事務局より、資料5に基づき、高額の物品購入において、広く入札参加者を募集し、競争性・透明性を高めるため、条件付一般競争入札を試行的に実施したことについて説明を行った。

(委員)

新庁舎の案件の方は、応札者数もそれなりにいると思うが、八小・一中の案件の方は3者しかいないが、なにか理由があったのか。

(事務局)

八小・一中の案件については、今回、新庁舎の案件と同じタイミングで、業種も「什器」として入札を実施したが、過去の学校案件を見てみると、別の業種である「学校教材」に登録している業者が落札しているケースも見られたので、そのことが影響している可能性もある。

(委員)

八小・一中の案件の対象業者数はどのくらいなのか。

(事務局)

200弱の業者が対象となっていたので、手が挙がるのではないかと期待していたところである。

(委員)

一般的な什器と異なり、児童用の机・椅子であったため、そのような結果になったとも考えられる。

(委員)

傾向をつかむのは確かに難しいかと思うが、学校に関する業種を追加するなどして、競争性が高められると良いかと思う。今後も、小学校の改築が続くかと思うので。

(委員)

確かに、そういった検討によって、対象者が増えれば競争性も高まると思う。追加で聞くが、「その1」の案件は、その他の案件に比べて、落札率がかなり

低くなっている。その点について、何か情報はるか。

(事務局)

落札した業者には、ヒアリングを行っている。話を聞いたところ、この落札額であっても赤字となるようなことはなく、メーカーとのつながりにより、この額で対応できると申し出ている。

(事務局)

落札した業者については、本市とのつながりが過去になかったこともあって、受注意欲という面では強く働いたのではないかと推測している。初めて落札する業者については、今後のことも加味して、割と低い金額で応札してくる傾向がある。

(委員)

不当なダンピングとも言われかねないと思うので、この件は事前に確認していただいたということだと思う。その点も含め、了解した。

今後も、学校改築の案件は出てくるかと思うので、先程のご意見を参考に進めてもらえればと思う。

### (3) 応札金額と調査基準価格が同額となった案件について

事務局より、資料6に基づき、応札金額と調査基準価格が同額となった案件について報告を行った。

(委員)

適用率はどのように決めているのか。確かに上限値、下限値があると、かなり発生してしまうのでは、と感じてしまう。適用率の決め方はどうなっているのか。

(事務局)

適用率については、入札参加者心得に掲載している計算式のとおり、直接工事費や共通仮設費などから計算し、予定価格の75～92%の間で設定している。なお、計算式については、国のモデルを採用している。

昨年度までは、上限値に達するものはほとんどなかったが、4月に国の方で、一般管理費の割合を引き上げたことにより、特に建築工事において上限値92%に達するものが多く出てきている。

入札後の結果も公表していることから、適用率も計算できるため、そういった点が、その後の入札に影響を与えたものと思われる。

(委員)

そうすると、今後も92%と推測されて、同額といったケースは増えるということか。

(事務局)

その可能性は十分あると思っている。

(委員)

そもそも金額がここまで一致したという例はあったのか。

(事務局)

予定価格を事前公表としてからは、初めてのことである。

(委員)

様々な入札経過調書を見てきたが、端数まで出ているものはあまり見たことなかったの、驚いている。しかしながら、このようなケースを想定した手順書も作られているようなので、このようなケースが多く出てくるようであれば、適宜検討していくという考えで良いかと思う。

(事務局)

補足になるが、今回入札した業者は、技術評価点がなかなか上がらず、今年度は工事案件が落札できていなかったようである。そういった中で、本案件について積算したところ、92%であっても利益があると申し出ており、端数についても、一般管理費と呼ばれる本社機能を維持する費用から調整し、金額を入れてきたとの回答があった。

(委員)

当面は手順書の基準に照らし合わせて運用し、件数が増えてくるようであれば、改めて検討する、という理解で良いのか。

(事務局)

指名業者審査委員会で審議事項として取り上げ、細かく見ていただいたところである。また、業者からも詳細なヒアリングを行い、話の中では、92%と続いている状況を把握しており、この点を研究したと申し出ており、今回はその計算した額で応札した、とのことである。

なお、業者自身もしっかりと積算しており、一度92%を超える額となったが、仕事をとりたいたいという意欲と、92%であったとしても受注できると判断し、同額で応札した、と申し出ている。

今後については、このようなケースが増えていくことも考えられるので、まずは様子を見させていただき、本委員会において、ご意見をいただきながら進めていければと思う。

(委員)

今回、価格評価点は8点となっているが、これは適用率92%の場合の満点の価格と考えて良いのか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

私たちにとっても初めての案件でもあるので、まずは推移を見ていくこととし、今後も同様の案件が出てくるようであれば、ご報告いただければと思う。

## 2 その他

### ・次回の日程等について

(委員)

その他、事務局から連絡事項はあるか。

(事務局)

今回は、令和5年3月28日午後3時の開催を予定している。

今後については、委員任期2年のまとめとして、令和5年6月頃に答申書を提出していただく予定である。そのため、今回は答申の内容に関する内容を議題として進めていきたい。